

広島県教育委員会規則第三号

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																									
<p>(部の設置) 第四条 本庁の事務を分掌させるため、管理部及び学びの革新推進部を置く。</p> <p>(部の分課) 第五条 前条の規定により設置された次の表の上欄に掲げる部に当該中欄に掲げる課及びセンター(以下この条、第七条第一項、第八条及び第九条において「課」という。)を置き、同欄に掲げる課(乳幼児教育支援センターを除く。)に当該下欄に掲げる係を置く。</p>		<p>(部の設置) 第四条 本庁の事務を分掌させるため、管理部及び教育部を置く。</p> <p>(部の分課) 第五条 前条の規定により設置された次の表の上欄に掲げる部に当該中欄に掲げる課及びセンター(以下この条、第七条第一項、第八条及び第九条において「課」という。)を置き、同欄に掲げる課(学びの革新推進課及び乳幼児教育支援センターを除く。)に当該下欄に掲げる係を置く。</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学びの革新推進部</td> <td>学校経営戦略推進課</td> <td>学校財務係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校教育情報化推進課</td> <td>情報化推進係、情報教育指導係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊かな心と身体育成課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部名	課名	係名	管理部	(略)	(略)	学びの革新推進部	学校経営戦略推進課	学校財務係		(略)	(略)		学校教育情報化推進課	情報化推進係、情報教育指導係		(略)	(略)		豊かな心と身体育成課	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>学校経営支援課</td> <td>学校財務係、教職員定数係、情報化推進係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学びの革新推進課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊かな心と身体育成課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部名	課名	係名	管理部	(略)	(略)	教育部	学校経営支援課	学校財務係、教職員定数係、情報化推進係		(略)	(略)		学びの革新推進課	(略)		(略)	(略)		豊かな心と身体育成課	(略)
部名	課名	係名																																									
管理部	(略)	(略)																																									
学びの革新推進部	学校経営戦略推進課	学校財務係																																									
	(略)	(略)																																									
	学校教育情報化推進課	情報化推進係、情報教育指導係																																									
	(略)	(略)																																									
	豊かな心と身体育成課	(略)																																									
部名	課名	係名																																									
管理部	(略)	(略)																																									
教育部	学校経営支援課	学校財務係、教職員定数係、情報化推進係																																									
	(略)	(略)																																									
	学びの革新推進課	(略)																																									
	(略)	(略)																																									
	豊かな心と身体育成課	(略)																																									

(略)

(略)

(管理部各課の分掌事務)

第六条 (略)

総務課 (略)
教職員課

(管理部各課の分掌事務)
第六条 (略)
総務課 (略)
教職員課

一―四 (略)

一―四 (略)

五 県立学校の職員並びに市町立学校及び共同調理場の具費負担教職員の定数に関すること。

五 研修・派遣の総括に関すること。

施設課

六 広島県立教育センターに関すること。
施設課

一・二 (略)

一・二 (略)

三 県立学校の施設及び設備の整備(学びの革新推進部学校教育情報化推進課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

三 県立学校の施設及び設備の整備(教育部学校経営支援課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

四―八 (略)

四―八 (略)

健康福利課・文化財課 (略)

健康福利課・文化財課 (略)

(学びの革新推進部各課等の分掌事務)

(教育部各課等の分掌事務)

第七条 学びの革新推進部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

第七条 教育部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

学校経営戦略推進課

学校経営支援課

一 学びの革新推進部内の連絡調整に関すること。

一 教育部内の連絡調整に関すること。

二 広島版「学びの革新」アクションプランの推進に関する総合調整に関すること。

三 (略)

二 (略)

四 県立高等学校及び県立中学校の設置、廃止、入学定員及び通学区域に関すること。

三 県立学校の職員並びに市町立学校及び共同調理場の具費負担教職員の定数に関すること。

五 市町立高等学校及び市町立中等教育学校の設置、管理及び廃止に関すること。

四 情報化施策の推進(情報教育に係る教育指導及び研修に関する事務を除く。)並びに情報管理に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。

六・七 (略)

五 県立学校の施設及び設備の整備(情報整備に係るものに限り。)に関すること。

教育支援推進課 (略)

教育支援推進課 (略)

学校教育情報化推進課

学びの革新推進課

一 情報化施策の推進(情報教育に係る教育指導のうち特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)並びに情報管理に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。

一 広島版「学びの革新」アクションプランの推進に関する総合調整に関すること。

二 県立学校の施設及び設備の整備(情報整備に係るものに限り。)に関すること。

三 市町立高等学校及び市町立中等教育学校の設置、管理及び廃止に関すること。

乳幼児教育支援センター (略)

義務教育指導課

一・二 (略)

三 (略)

イ 教育指導(学校教育情報化推進課、

乳幼児教育支援センター (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ 教育指導(豊かな心育成課及び特別

<p>豊かな心と体育成課及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に 関すること。</p> <p>四一六 (略)</p> <p>高校教育指導課 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ二 (略)</p> <p>ホ 教育指導（学校教育情報化推進課 豊かな心と体育成課及び特別支援教 育課の所掌に属するものを除く。）に 関すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>二一四 (略)</p> <p>豊かな心と体育成課 (略)</p> <p>特別支援教育課 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 教育指導（高校教育指導課及び豊か な心と体育成課の所掌に属するもの を除く。）に关すること。</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>二一四 (略)</p> <p>生涯学習課 (略)</p> <p>2 広島県教育委員会職の設置に関する規則（ 平成九年広島県教育委員会規則第五号）附則 第三項の規定により置く個別最適な学び担当 課長は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 個々の児童生徒の状況に応じた最適な学 びに関する企画、調査研究及び教育指導に 関すること。</p> <p>二 研修・派遣の総括に关すること。</p> <p>三 広島県立教育センターに关すること。</p> <p>(附属機関)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>主</td> <td>管</td> <td>課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>豊かな心と体育成課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	主	管	課	(略)	(略)	(略)	豊かな心と体育成課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>支援教育課の所掌に属するものを除く。 ）に关すること。</p> <p>四一六 (略)</p> <p>高校教育指導課 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ二 (略)</p> <p>ホ 教育指導（豊かな心育成課及び特別 支援教育課の所掌に属するものを除く。 ）に关すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>二一四 (略)</p> <p>豊かな心育成課 (略)</p> <p>特別支援教育課 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 教育指導（高校教育指導課及び豊か な心育成課の所掌に属するものを除く。 ）に关すること。</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>二一四 (略)</p> <p>生涯学習課 (略)</p> <p>2 広島県教育委員会職の設置に関する規則（ 平成九年広島県教育委員会規則第五号）附則 第三項の規定により置く個別最適な学び担当 課長は、個々の児童生徒の状況に応じた最適 な学びに関する企画、調査研究及び教育指導 に关する事務を分掌する。</p> <p>(附属機関)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>主</td> <td>管</td> <td>課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>豊かな心育成課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	主	管	課	(略)	(略)	(略)	豊かな心育成課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
主	管	課																							
(略)	(略)	(略)																							
豊かな心と体育成課	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
主	管	課																							
(略)	(略)	(略)																							
豊かな心育成課	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(職員の職)
第三条 (略)

2| 地方公務員法(昭和二十五年法律第一百六十一号)第三条第三項第三号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者並びに同法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員の職は、教育長が別に定める。

3| (略)

附則

1・2 (略)

3 (略)

学びの革新推進部	総括官
	個別最適な学び担当 課長
	個別最適な学び推進 監
	人材育成推進監

4 (略)

学びの革新推進部学 校経営戦略推進課	県立学校改革推進監
学びの革新推進部教 育支援推進課	(略)
学びの革新推進部学 校教育情報化推進課	情報化推進監
学びの革新推進部豊 かな心と身体育成課	(略)

5 第三項に規定する総括官は、事務職員をもつて充て、教育長の命を受け、命ぜられた事務を総括し、及び整理する。

6 (略)

別表(第三条関係)

一 (略)

(略)

備考 (略)

二 (略)

(略)

備考 (略)

(職員の職)
第三条 (略)

2| (略)

附則

1・2 (略)

3 (略)

教育部	乳幼児教育・教育支 援部長
	個別最適な学び担当 課長

4 (略)

教育部教育支援推進 課	(略)
教育部学びの革新推 進課	学びの革新推進監 県立学校改革推進監
教育部豊かな心育成 課	(略)

5 第三項に規定する乳幼児教育・教育支援部長は、事務職員をもつて充て、教育長の命を受け、命ぜられた事務を総括し、及び整理する。

6 (略)

別表(第三条関係)

一 (略)

(略)

備考

一 第一号の二に掲げる職は、非常勤の職とす
ることができる。

二 (略)

三 (略)

(略)

備考

一 第一号に掲げる職は、非常勤の職とす
ることができる。

二 (略)

附 則

この教育委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。